

# 1. 教育職員免許状（抜粋）

## (1) 免許状の種類及び要件

本学で取得できる普通免許状（教科）は保健体育科目であり，その種類及び基礎資格等は次のとおりです。

種 類	所要資格	基礎資格	大学における最低修得単位数				介護等体験
			66条の6	教科	教職	教科又は教職	
中学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること	8	20	31	8	7日間の介護等体験が必要
高等学校教諭	一種免許状		8	20	23	16	介護等体験は不要

(注) 1. 免許状を取得するためには，教育職員免許法に基づく「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」及び教育職員免許法施行規則第66条の6に基づき，本学が開設している科目を修得することとなっています。

ただし，最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」の単位は，「教科又は教職に関する科目」の単位とすることができます。

2. 「教科に関する科目」には，教育職員免許法の教科に関するか黙祷に科目ごとに「一般的包括的内容を含む科目」が設定されています。この科目を修得していない場合は，最低修得単位数を超えていたとしても免許状の取得ができませんので，必ず修得してください。

3. 中学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする学生は，社会福祉施設（5日）及び特別支援学校（2日）において7日間の介護等体験が必要です。

## (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目及び修得単位数

施行規則第66条の6に定める科目		左記に対応する本学の開講授業科目
科 目	最低修得単位数	
日 本 国 憲 法	2	日本国憲法
体 育	2	⑩体育学概論 体育・スポーツ哲学と倫理
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ 英語コミュニケーションⅡ ⑩英語コミュニケーションⅢ ⑩英語コミュニケーションⅣ 上級英語コミュニケーション
情報機器の操作	2	情報処理A 情報処理B 情報処理C
計	8	

(3) 教科に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

免許法の教科に関する科目等			左記に対応する本学の開講授業科目
科目	最低修得単位数	科目区分	
体育実技	1	専修	競技スポーツ論・実習Ⅰ（陸上競技 水泳 体操競技 バレーボール バスケットボール サッカー テニス 海洋スポーツ 自転車競技） 専修武道論・実習（柔道 剣道）
		関連実技科目	<u>陸上競技 体操（体づくり運動を含む。） バスケットボール サッカー ラグビー 水泳 器械運動 ダンス バレーボール 柔道 剣道（下欄2. 参照）</u> エアロビックダンス ジョギング&ウォーキング 生涯スポーツ・レクリエーション&ゲームズ テニス 夏季山岳レジャースポーツ実習 冬季山岳レジャースポーツ実習 海洋スポーツ 卓球 バドミントン ソフトボール ゴルフ なぎなた 相撲 弓道 野外活動 体カトレーニング
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	1	基礎科目A	<u>スポーツ社会学 スポーツ経営・管理学概論 スポーツ心理学 体育・スポーツ史（下欄3. 参照）</u> 生涯スポーツ学概論
		基礎科目B	○ <u>運動学概論</u> スポーツカウンセリング論 コーチ学概論 武道学概論 スポーツと法
		応用科目	体育・スポーツ行政学 応用スポーツ心理学 スポーツマーケティング論 武道文化論 武道史 スポーツ戦術実践論 スポーツ産業論 社会調査論 スポーツ運営論
		ゼミナール	ゼミナールⅡ ゼミナールⅢ
		専攻科目	レジャー・レクリエーション論 施設・用具・プログラム論
		指導実践科目	生涯スポーツ指導実習
生理学（運動生理学を含む。）	1	社・文・自然科目	身体科学論
		基礎科目A	○ <u>運動生理学</u> 解剖生理学 スポーツ栄養学 パイオメカニクス スポーツ医学
		基礎科目B	トレーニング科学概論
		応用科目	運動処方論 マッサージ・テーピング論・実習 身体発育発達論 運動生化学 ヘルスプロモーション論・実習
		実験演習科目	体育学実験Ⅰ、Ⅱ
衛生学及び公衆衛生学	1	基礎科目A	○ <u>衛生学・公衆衛生学</u>
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1	基礎科目A	健康教育学
		基礎科目B	○ <u>救急処置論・実習</u> ○ <u>学校保健</u>
		応用科目	アスレチックリハビリテーション論
計	20以上		

(履修方法等)

- は、必ず修得しなければならない授業科目（一般的包括的内容を含む科目）を示します。
- 『体育実技』の単位は、関連実技科目のなかで一般的包括的内容を含む科目に設定されている「陸上競技」「体操（体づくり運動を含む。）」「バスケットボール」「サッカー」「ラグビー」「水泳」「器械運動」「ダンス」「バレーボール」「柔道」「剣道」のうちから1科目以上修得するものとします。
- 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」の単位は、「スポーツ心理学」、「スポーツ経営・管理学概論」、「スポーツ社会学」及び「体育・スポーツ史」のうちから1科目以上修得するものとします。

(4) 教職に関する科目及び修得単位数

修得すべき教職に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりです。

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する本学の開講授業科目等		
科目	各科目に含める必要事項	最低修得単位数	授業科目	単位	開設年次
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	○ 教師論	2	1
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	○ 教育史	2	3
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		○ 教育心理学	2	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		○ 教育法・教育行政	2	3
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12 (6)	○ 教育課程論	1	3
	・各教科の指導法		○ 保健体育科教育法Ⅰ	2	2
			○ 保健体育科教育法Ⅱ	2	2
			保健体育科教育法Ⅲ 保健体育科教育法Ⅳ	2	3
	・道徳の指導法		道徳教育の研究	2	2
・特別活動の指導法	○ 特別活動論	1	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理念及び方法 ・進路指導の理念及び方法	4	○ 生徒指導論 (進路指導を含む)	2	3
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理念及び方法		○ 教育相談 ・カウンセリング論	2	3
教育実習		5 (3)	教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ	5 4	4 4
教職実践演習			○教職実践演習(中・高)	2	4
計		31以上 (23以上)		31 (26)	
<p>(履修方法等)</p> <p>1 ○は、必ず修得しなければならない授業科目を示します。</p> <p>2 ( ) は、高等学校教諭の普通免許状を受ける場合の最低修得単位数を示します。</p> <p>3 中学校教諭の普通免許状を受ける場合にあっては、○の必修科目のほか「保健体育科教育法Ⅲ又はⅣ」、「道徳教育の研究」、「教育実習Ⅰ」及び「介護等体験」を必ず修得してください。</p> <p>4 中学校及び高等学校免許を修得する場合は教育実習Ⅰ（実習期間連続3週間）、高等学校免許のみを修得する場合は教育実習Ⅱ（実習期間連続2週間）のいずれかを修得しなければなりません。</p>					

教科又は教職に関する科目及び修得単位数

修得すべき教科又は教職に関する科目及びその最低修得単位数は次の表のとおりとします。

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する本学の開講授業科目等	
免許法施行規則に定める科目区分	最低修得単位数	授業科目	単位数
教科又は教職に関する科目	中 8 高 16	ボランティア活動	1
		※ 介護等体験	1
		※※ 道徳教育の研究	2
		総合演習A	2
		総合演習B	2
		総合演習C	2
		総合演習D	2
		総合演習E	2
(履修方法等)			
1 ※の科目は、中学校一種免許状取得希望者については、必修です。			
2 ※※の科目は、高等学校一種免許取得希望者について、「教科又は教職に関する科目」の単位とします。			
3 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えて履修した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として認めます。			
4 以上のことを踏まえ、中学校一種免許状取得希望者は8単位以上、高校一種免許取得希望者は16単位以上修得するものとします。			